

2024年6月28日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
経済産業省 商務・サービスグループ 医療・福祉機器産業室

1. 背景及び概要

厚生労働省及び経済産業省では「ロボット技術の介護利用における重点分野」（2012年策定、2014年・2017年改訂）を定め、介護ロボットやICT等のテクノロジー（以下、「介護テクノロジー」という）を活用した介護サービスの質の向上、職員の負担軽減、高齢者等の自立支援による生活の質の維持・向上に資する取組を推進するため、介護ロボット等の開発・導入を支援してきた。

昨今のICT・IoT技術を用いたデータ利活用が進む状況や、介護現場における新たな社会課題を踏まえつつ、革新的な機器の開発促進・普及を目指すため、「ロボット技術の介護利用における重点分野」の改訂を行うとともに、名称を「介護テクノロジー利用の重点分野」に変更する。

2. 重点分野の特定に向けた考え方

（1）重点分野の基本的な考え方

- ・介護テクノロジーの活用により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組を推進し、魅力ある職場環境づくりを目指す。
- ・介護テクノロジーの活用により、自立支援・社会参加等による高齢者等の本人の生活の質の維持・向上を実現することを目指す。
- ・ICTやIoT技術、AI予測エンジン、データ利活用サービスといった、デジタル技術の進展動向を踏まえる。
- ・入所系サービスなど限られたサービス類型での利活用だけでなく、在宅など様々な環境での利活用が必要であることを踏まえる。
- ・技術オリエンテッドではなく、介護現場のニーズが真に反映され、誰もが利用したいと感じられる介護テクノロジーの開発等を推進する。

（2）具体的な選定基準

- ・高齢者等の自立支援、介護サービスの質の確保や介護者の負担軽減を実現するものであること。ただし、医療機器としての開発が適当であるものは対象としない。
- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）における調査や介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業等において、介護現場のニーズや関心の高い分野であること。
- ・介護テクノロジー活用が合理的な分野であること。

3. 改訂後の重点分野

本重点分野は3分野追加し、合計9分野16項目とする。また既存の分野・項目の定義文について必要な見直しを行う。

なお、この重点分野は、今後の科学技術や社会状況の変化に応じて適宜見直しを行う。

(1) 追加する3分野

- ・機能訓練支援
- ・食事・栄養管理支援
- ・認知症生活支援・認知症ケア支援

(2) 定義文の見直しを行う分野・項目

- ・移乗支援（装着）
- ・移乗支援（非装着）
- ・排泄支援（排泄予測・検知）
- ・見守り・コミュニケーション（施設）
- ・見守り・コミュニケーション（在宅）
- ・見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）
- ・入浴支援
- ・介護業務支援

※（ ）内は項目名

4. 運用開始日

2025年4月から改訂後の重点分野での運用を開始する。

5. 開発と普及の好循環の創出

- ・介護テクノロジーの開発と普及の好循環の創出のため、引き続き両省で協力する。
- ・介護テクノロジーの開発を支援するため、厚生労働省のリビングラボ事業やニーズ・シーズマッチング支援事業の活用を促進する。今後これらの事業の中で、ICT機器等のUI・デザインの改善を強化し、使いやすい機器の提供につなげていく。
- ・介護現場のニーズを真に汲み取って開発シーズと繋げられるよう、介護テクノロジーの開発プロジェクトをけん引するプロジェクトコーディネーターを育成・配置する。
- ・安全面に配慮した介護テクノロジーの開発を進める。また、介護現場での実証を促進し、効果を適切に評価することで導入を促進する。
- ・介護テクノロジーの活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて介護サービスの質の確保と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。